

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した教育委員会に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年10月27日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

平成26年度教育委員会に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成26年9月25日（木）、9月26日（金）

2 監査の対象

教育政策課（ハートフル・スクール、各幼稚園）、教育施設管理室、学校給食センター、生涯学習課（生涯学習センター、東浦、東郷、中郷公民館を除く各公民館、プラザ萬象）、図書館、少年愛護センター、少年自然の家、文化振興課、博物館・みなとつるが山車会館、市民文化センター、スポーツ振興課（国体準備室、総合運動公園、武道館）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行、事務処理、統一減免基準適用による使用料の徴収については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）補助金の実績報告について

補助金がどのように使われているか分かる報告を指導していただき、補助団体が書類を提出しやすいよう指示をしていただきたい。

また、補助金を出すときの条件としての目的を認識させ、事業報告と会計年度決算を団体監査終了後速やかに提出していただくよう指導していただきたい。

（2）指定管理者の実績報告について

指定管理者の収支の報告については、指定管理業務と自主事業を別々に明記し、指定管理料の経費についての査定をしていただきたい。

(3) 施設の利用拡大について

施設利用を広報するにあたって、稼働率を上げるためにPRすることは必要だが、間違えた認識をされないよう利用推進に心掛けていただき、ジャンルの1つとして担う場所として市民に根付かせていただきたい。

また、利用頻度の低いホール、部屋については、条例及び規則の範囲内で利用方法を緩和するのも1つの方法であるので対応をお願いしたい。

(4) 委託料及び需用費について

公民館など施設委託料を取りまとめて主管課が支払いを行う場合、施設からの業務完了報告書などの書類を速やかに提出させ、業者からの請求書が未提出になっていないか確認し連携を密にしていきたい。

また、需用費の消耗品等は計画的な購入をするよう心掛けていただきたい。

5 各課等の予算執行状況は別表1～15のとおりである。